

みなみあいづ森と木の情報・活動ステーション「きとね」会議室等の利用料金

| 部屋名             | 基本料金(4時間以内) | 追加料金(1時間当たり) | 加算料金(1日当たり)        |
|-----------------|-------------|--------------|--------------------|
| まなぶば、あそぶば、つくるば  | 400円        | 100円         | 1事業者につき<br>2,000円  |
| きとねホール          | 5,600円      | 1,400円       |                    |
| きとねサロン(会議室1)    | 1,600円      | 400円         |                    |
| ワークスペース(会議室2)   | 1,200円      | 300円         |                    |
| 敷地内の広場(駐車場を含む。) | 無料          |              | 1単位面積につき<br>2,000円 |

備考

1. 利用料金は、部屋を専有して利用する場合において徴収いたします。
2. 1時間に満たない場合は1時間とし、1日に満たない場合は1日として利用料金を徴収いたします。
3. 利用時間は、準備や後始末の時間を含みます。
4. 加算料金は、利用者が物品等の販売をする場合に、部屋の利用料金（減免後の利用料金）に加えて、次により徴収いたします。
  - ① 敷地内の広場以外の場合…利用する部屋数によらず、1事業者（1つの利用許可で複数の事業者が物品等の販売をする場合は、それぞれの事業者をいいます。）ごとに徴収いたします。
  - ② 敷地内の広場の場合…1単位面積（駐車場に表示する普通乗用車の2区画に相当する面積をいいます。）ごとに徴収いたします。

利用料金の詳細については、指定管理者にお問い合わせください。

## みなみあいづ森と木の情報・活動ステーション「きとね」会議室等の利用料金の減免について

会議室等の利用料金については、次により減免することができます。なお、減免の対象は基本料金と追加料金の合計のみで、加算料金は対象外です。

1. 町（町の機関を含む。）が主催又は共催で利用する場合…**100%**
2. 国又は県が主催し、森林及び林産業の振興等を目的に利用する場合…**100%**
3. 町内に所在する保育所、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校が保育又は授業時間内の活動の一環として利用する場合…**100%**
4. シェアオフィス利用者（現に入居している事業者をいいます。以下、同じ。）が組織内の会議（役員会、総会等をいいます。）を目的に利用する場合…**100%**
5. シェアオフィス利用者が4以外の目的で利用する場合…**50%**
6. その他森林及び林産業の振興等を目的に利用し、町長が適当と認める場合…**50%**

**利用料金の減免の詳細については、指定管理者にお問い合わせください。**